

清水仲地区計画

地区整備計画区域	公共施設地区	文教施設地区	
用途地域 (建ぺい率・容積率) %	近隣商業地域 (80・200)	第一種住居地域 (60・200)	
土地利用の方針	周辺地区との調和を図りながら、市役所庁舎及びその他公共施設の計画的な立地を図る。	小学校、幼稚園等の教育施設及び保育所の立地を図る。	
まちづくりルール (地区整備計画)	建築物の用途 【建築できるもの】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の用に供する建築物 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に定める小学校又は幼稚園 ・児童福祉法に定める保育所 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
	敷地面積	5,000㎡以上 (公益上必要な建築物等について特例あり)	1,000㎡以上 (公益上必要な建築物等について特例あり)
	建築物の壁面の位置	都市計画道路穀田三ノ関線の道路境界線から 5.0m以上 上記以外の道路境界線又は隣地境界線から 3.0m以上	—
	建築物の高さ	各部分の高さは、前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以下の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とする。 (緩和規定あり)	最高高さ 15m以下
	かき又はさく の制限	生垣又は透視可能なフェンス等とする。	—
【解説図】			

